

中絶の規範理論のために

胎児の権利と女性の権利との対立を越えて

野崎泰伸*

はじめに

中絶は、その肯定派も否定派も、できれば望まない現象であろう。中絶は、女性の身体に存在する胎児を何らかの方法で抹消する行為であるから、まず単純には女性の身体への負担が問題となる。それに加え、胎児といえども生を享け、胎内から飛び出そうというその生命を殺してしまったという事実は、女性の大きな負い目となるだろう。

本論文では、人工妊娠中絶という現象を規範論的に考えてみようとする。すなわち、あくまでロジカルに、中絶に関する是非を論じようとするものである¹。一般に、人工妊娠中絶をめぐるのは、「胎児の人権・対・女性の人権」という構図として捉えられがちで、かつその構図こそが議論を錯綜させているものであると私は考える。その理由を述べ、それではどのように考えればよいのかの筋道を示そうとするのである。「いかにロジカルな意味において錯綜が存在しているか」について、まずは第1章で簡単に確認する。なお、本論文においては、「障害があれば中絶は許容できるか」という、いわゆる選択的中絶の問題は中心的課題とはしない。

次に、第2章においては、胎児の生命の絶対尊重を主張し、「どのような時も産むべき」だとする主張は、明らかに女性の生き方や自由に配慮しない主張であることを見る。その女性が形成する「家庭」(血縁関係・法的関係以外の結びつきも含む)が経済的困窮状態にあるかもしれないし、またその女性がレイプされて孕まされた胎児かもしれない。一人ひとりの女性の身体の政治的・経済的・社会的位置に配慮なく、ただ「胎児の生命を尊重すべし」と主張するのは、妊婦である女性に対する暴力以外の何物でもない。

しかし、そのことはまた女性を含むカップル、「家庭」などの意志、自己決定

* 立命館大学大学院応用人間科学研究科非常勤講師

¹ 本論文ではあくまで論理的に中絶の問題を考えようとするが、もちろん、二重の意味において「政治権力」の問題——生権力的な「政治」と、まさに現実における「政治」の二つの問題——は重要である。たとえば、中絶論争の歴史を追った荻野美穂の仕事(荻野(2001)(2008))や、とりわけその歴史性を女性の身体をめぐる政治性を軸として丹念に描いた田間泰子の仕事(田間(2001)(2006))などは、重要かつ示唆に富むものである。また、麦倉泰子の論文(麦倉(2005))は、本論文と同様の関心を持ちながらも、とりわけ選択的中絶と優生思想との関連性について論じている。

が中絶を正当化する論理を導くわけではない。端的に言って、中絶とは現在生を享けたものの都合によってこれから生を享けようとする者の可能性をなくすことであるからだ。つまり私は広い意味においては中絶は殺人であると主張する。私は、中絶することを自己決定であると言いつつ正当化する論理からも距離を置く。そのことを第3章で論じる。

それでは、中絶をしてはならない、すなわち中絶は倫理的に禁止されるべきなのか。そうではない。むしろ、私は最終的には女性に決定を委ねるよりないと考えている。ただそれは、両義的な感情を引き起こす決定として委ねざるを得ない、ということである。胎児を殺してもよいから、ではなく、その決定を仕方ないものとして淡々と殺せ、ということである。

これまで、このようなことが権利や倫理として語られてきた。しかし、この過程において問われるべき権利や倫理はない。私は、これまで法哲学や生命倫理学、あるいは宗教によって語られてきた、胎児の生命尊重主義や女性の産む／産まないという主張を、正当化できるとする論理を双方とも批判し、新たな倫理を見出そうとしている。

倫理が真に問うべきは、中絶せざるを得ないギリギリの状況において、ではない。そのような状況では、ただ中絶するか、しないかを選ぶだけである。それは倫理的決定ではなく、妥協の産物である。誰も好き好んで中絶したいわけではないなら、倫理は女性やカップルが中絶を選ばざるを得ない、その場を生起させる前提をこそ問うべきなのである。すなわち、中絶つまり胎児を殺すということを選ばずとも暮らしていける社会を目指すことこそ、倫理は目指すべきだと主張するのである。具体的には、正しい性教育の問題や、レイプを絶対に許さない社会作り、子どもを育てたい人には応分の支援を社会が行うべき、というのが解になろう。それは、中絶を女性の責任だけではなく、社会の責任として私たちが受け止めるべきだということにもなろう。倫理が問うべき問題とは、中絶にかんする問題をあたかも女性だけにその責任を押し付ける社会の価値であるのではないか。

しかしそれでも、中絶つまりは胎児を殺すことを行わざるを得ない人もいるだろう。けれどもそれはそれだけの話で終わるはずである。私たちが人を殺し、屍の上に立って生きているように、中絶も単に胎児を殺しているだけなのである。だからといってそれが正当化される、というわけではない。しかし、単にそれだけに過ぎず、また中絶だけがいのちを奪うことではないなら、私たちが日ごろ行っている「殺人」と同じく、胎児の生命を奪っているに過ぎない。そしてその最終的な判断は胎児が宿る生身の身体であるところの女性に委ねられるよりない、ということなのである。

第1章 中絶の規範理論を困難にしているものは何か

中絶を決定すること、それは私などに言われなくとも、迷わざるを得ない決定である。胎児を中絶するということは、新しい生命を生まれなくさせるということだけでなく、女性の身体の一部を消滅させるということでもある。そしてまさしく、その両義性（以下、「中絶の両義性」）こそが、中絶の規範理論——中絶は是か非かを考えようとする——を困難にしているように思われる。確かに、中絶の是非をことさらに言いたてる文脈は、当の妊娠中絶を考えざるを得ない女性やカップルにとって、暴力的に作動する可能性があることを私は承知している。その上でなお、やはり中絶は是か非かを問おうとしているのである。

ただし、従来の問い方のアプローチ方法と、その是非の前提となる範囲については、批判しておきたい。それらへの批判こそが、是非を問う——私の言う「中絶の規範理論」をうちたてる——ことになる。

従来、中絶の是非論においては、権利概念を基礎とする是非論が主だったものであると考える。そのうち一つが、胎児の生まれる権利を軸とした中絶禁止論であり、もう一つが、女性の身体処分にに関する自己決定の権利を軸とした中絶肯定論である。どちらも、中絶の両義性について、片一方の意義を偏重して議論を展開しているように思える。議論を先取りする形で言うならば、私の主張する立場とは「中絶するかしないかの決定に関しては、当の女性に委ねざるを得ない」という弱い中絶容認論であるが、これはいわゆる中絶肯定とは全く違う。これら二つの立場——禁止論と肯定論——は、しかしながらそれを決定する女性（あるいはカップル）、胎児、そして医師の間の関係しか見ていないようにも思える点で、同じ土俵の上にある。私は、中絶の規範理論を問う範囲を、広く社会の責任として捉えようとしているのである。そしてそれこそが、胎児の権利と女性の権利とを対立させるような場を批判する「中絶の規範理論」であると考えている。

伊佐智子は、この問題を、胎児の生命権と女性の自己決定権との対立であるととらえ、以下のように結論づける。

胎児は、女性に対しその生命権を絶対的に主張しうる立場にはなく、女性の自己決定権は、女性が生殖問題において大きな社会的負担を抱えているということから、尊重されて然るべきである。しかし、その場合、女性はまったく自由に判断できるというものではなく、同じ生命として、尊厳を持つ胎児の生命に配慮し尊重しなければならない。

つまり、胎児に対する責任にもとづいて、妊娠を継続するか否かを判断

しなければならない。

女性が自由に判断できるのは、女性に対してやむを得ない選択を迫る社会に対してである。社会には、女性の生殖における重要な役割を理解し、胎児生命の保護に整合する形で女性の自己決定権を支えるという関わりが求められる。こうして、妊娠中絶をめぐる全体的状況は、妊婦の自己決定と胎児生命の保護が整合するような仕方解決される努力が必要である²。

のちに述べるが、ここでの個別の示唆——たとえば、社会が女性の自己決定権を支えなければならない、など——には、重要なものもある。しかし、全体としては、権利の衝突という対立構造のまま議論しようとしているため、「妊婦の自己決定と胎児生命の保護が整合するような仕方解決される努力が必要である」というような隔靴搔痒な感を否めない結論にしかならないのである。私は、この問題を「権利の衝突」としてとらえるやり方とは別様に迫ってみたいのである。

第2章 胎児の生まれる権利の射程とその限界

「中絶とは胎児を殺すことであり、まだ生まれ得ぬ生命を殺してしまうことである。中絶は悪である。よって中絶は禁止されるべきである」。これが「胎児の生まれる権利」の主張による中絶禁止論である。

この立場を代表するものに、カトリック教会がある。ブラウンらはカトリックの生命観について、次のように述べている。

カトリック教会は本来、セックスを善いものとして見ていた。セックスの目的は子供をもうけること（もし神がこの恩恵を授けてくれるならの話だが）、そして、男女がセックスによってたがいの愛を育てることにある。教会の公式の態度は、たがいの愛の育成という行為（性の合一）が、故意に人工的な手段を使うことで、その目的（子供をもうけること）を妨害することは許されるべきではないというものだった³。

カトリックは、セックスを神聖なものであると考えていたことが読み取れるだろう。だからこそ、「故意に人工的な手段」（これに中絶が含まれることは明白である）によって胎児の生命が奪われてはならないと考えられていたのである。

² 伊佐 (2004) p.133

³ ブラウン他 (2002=2003) p.169

カトリック教会が守ることをめざしているのは、人間のセックスの善性と
その高い目標、人間の愛の尊厳、人命の尊重、そして人間の性的な性質
に関わる責任だった⁴。

しかしながら、カトリックも、「母体が危険にさらされるような事態に限り」、
中絶を容認した。

第二バチカン公会議は、カトリック教会が胎児の安全に積極的に関与し
ていくことを手短に表明した。そこでは、中絶が言語に絶する罪であると
非難され、胎児は受胎の瞬間から、最大限の保護がなされるべきだとされ
ている。カトリックの道徳的な教えでは、母体が危険にさらされるような
事態に限り、胎児の死（中絶）を認めている（それは選択されるわけではな
い）。理由は次のような「二重の原理」だった。それによるとこの場合、中
絶の目的は幼い生命を直接的・計画的に奪うことにはなく、あくまでも母
親の生命を救うことにある。したがって胎児の死は、むしろ間接的なもの
で、母親の救命の結果だという。しかしカトリック教会は、強姦や近親相
姦という事態が起こっても、不本意な妊娠を途中でやめる権利を女性に与
えることには反対している。つまり、女性による選択の権利よりも、胎児
の生命により高い価値をおいているからだ⁵

カトリックの中絶容認のロジックは、中絶の目的が「母親の生命を救うこと」
にあり、そこにおいて中絶は「選択される」ようなものではないというときに
限り認めるというものである。

確かに、中絶とはこれから生まれてくるであろう胎児の生命を、すでに生ま
れている者の都合によって抹消するものである。中絶とは、胎児が育ち、成長
するという「生の可能性」を、根源的に破壊するものである。その意味におい
て、事実を淡々と描写するならば、中絶とは殺人である。中絶とは、「胎児が
生まれ、その生を享受することを許さない」ということである。さらに、殺人
が悪い事であるならば、中絶とは悪である。

しかし、だからといってそれを中絶禁止の理由にすることは誤っている。経
済的な理由で、やむなくわが子を育てられないから中絶を選んでしまうかもし
れない。また、レイプされた結果として、妊娠が判明し、中絶を余儀なくさせ
られるかもしれない。中絶の禁止は、これらの女性の選択を根底から奪ってし

⁴ 前掲書 p.170

⁵ 前掲書 pp.170-171

まうものである。中絶したくなくとも、中絶せざるを得ないならば、中絶することを禁止することはその人にとって「中絶した結果を享受することをそもそも奪われている」ことに他ならない。たとえ中絶が悪であろうとも、「悪を行うことを引き受けつつ悪を実行する」という道は、禁じられてはならない。

また、「胎児の生まれる権利」の主張は、「どこからが胎児か」といういわゆる「線引き問題」に答えなくてはならない。受精した瞬間から胎児なのか、妊娠何週目からが胎児なのか、という問いである。その瞬間に、胎児とそうでないものという境界線が引かれることになる（「受精した瞬間」というときには、ゼロのところから境界線を引いている）。私たちの想定する「胎児」が「人のような形をしたもの」である以上、受精した直後の卵子を「胎児」だと言うのは、さすがに私たちの直感に反するところであろう。よって、どのような境界線も、恣意的であらざるを得ず、その意味において「正しい境界線の決定」をめぐる議論は不毛である⁶。だとしても、中絶とは、生を享受する可能性を持つものの可能性を完全に閉じる行為であることは疑い得ない。

まとめよう。「胎児の生まれる権利」の主張とは、中絶が胎児の「生の可能性」を根底的に破壊させるものであるということを主張したものである⁷。そして、そこまでは正しい。言い換えれば、「胎児の生まれる権利」の主張は、「中絶とは胎児に何をすることか」に明確に答えるものである。だとしても、その主張は「中絶の禁止」を導くものではないし、「線引き問題」にも「受精の瞬間という線」にこだわり、生産的な議論にはつながらない⁸。ここに、この主張の

⁶ 「正しい境界線」あるいは「誰が（生きるに値する）メンバーシップか」という問いについては、野崎（2011）を参照のこと。事実として境界線を引かなければ生活していけない可能性と、その境界線に正当性があることはまったく別のことである。

⁷ マイケル・J・ゴーマンは、『初代教会と中絶』において、初代教会が中絶に反対した現代における意義を、「胎児のために新しい倫理を展開する出発点」（ゴーマン（1982=1990）p.110）であると述べる。たとえば、「隣人愛」「平和」「正義」といったものを考えるうえで、胎児もそのメンバーシップに入れようとするのである（前掲書 pp.110-111）。さらに、「生命の質」について、以下のように述べている。「生命の質。最近登場したこの用語は、ことばは新しいが、思想は古く、たとえば、ローマ人が障害をもった嬰兒を殺すことを許したのと同じ思想を表現している。キリスト者が、人間のいのちに差別をつける思想をふたたび支持しようとするのは、大きな誤りである。キリストは、このような差別をすべて取り除き、さまざまな人間の相対的な価値にもとづく階級組織を廃止し、すべての人間を隣人と見た。（中略）キリスト教的見地からすれば、生まれた子も胎内の子も、生育可能な未熟児も生育不可能な未熟児も、「正常な」子も「障害のある」子も、すべて等しく価値がある」（前掲書 pp.111-112）。

⁸ カトリック教会には、「中絶は道徳的には問題にされるべきだが、法的には禁止せよとは言っていない」という立場もある。サイモン・リーは、「ローマ・カトリック教会は、法と道徳を同一視しないという自らの主張が外部の人たちには信じられていない、と今も想定しているように思われる。だから、教会の指導者たちは、法と道徳との区別を理解していることを繰り返して述べようと骨折っている」（リー（1986=1992）p.41）と述べている。その論拠としてリーは、法は道徳に介入してはならない、あるいは、民主主義社会において生きることがその理由であると考え（前掲書 pp.41-42）。さらに、「中絶は道徳的な悪であるが、そのことは法的禁止を導かない」ということを、次のように論じる。「妊娠中絶は、カトリックがそれを弱者の基本的な権利を侵害するものと認めているというまさにその理由で、法による道徳の強制についての

論理的な飛躍がある。

第3章 女性の中絶する権利の射程とその限界

一方、中絶を女性の自己決定権と見なし、それをもとに中絶を正当化しようとする論理がある。「産む産まないは女が決める」というわかりやすいメッセージから派生していくこの立場は、妊娠や出産という経験が、当の女性自身の身体に帰着せざるを得ないという事実を、改めて教えてくれる。これまで、女性の妊娠や出産は、国家計画や、男性の都合という名目下においてなされる家族計画という管理（birth control）のもとに統制されてきた歴史がある。「産む機械」という理解のもと、女性の願望は抑圧され、現在もまだそうした風潮があるように思われる。その意味において、私は生殖に関する決定が、女性以外の下におかれるということを危惧するものである。

さて、そういった歴史性の問題の一方、論理として「中絶は女性の自己決定権か」という問題は残る。私は、中絶する権利など誰にもないと思う。しかし、先ほど述べたように、それは中絶の禁止を導かない。むしろ、中絶をするかしないかという選択の決定は、女性の下におかれるよりない、と考える。なぜなら、胎児はその言葉の定義上、母体の外で育つことはできず、したがって女性自らの身体のもとにおかれるからである。そこには、自らの身体としての愛着や、「この身体で孕んだ」という胎児との関係性が存在する。そうした経験は、当の女性以外は絶対的に経験不可能なものであり、それゆえかけがえのないものである。

少しだけ寄り道をする。中絶するかしないかという決定とは、「胎児」を生かすか殺すかの決定である以上、それは「女性」の「自己」決定ではないはずだ。しかしまた、完全な「他者」とも言えない。なぜなら、母体という生命体とは、胎児という将来的には別存在であるところの生命体を現在、内包したものであるからである。胎児は、母体から栄養を摂ってその生命体を維持し生育している以上、その時点においては女性の身体と胎児とは切り離しがたく存在していると言える。おそらくはこの「他者でありつつ他者でない」という両義性もま

カトリックの抑制の原則を確認するための最善の事例ではないかもしれない。大司教たちの道徳上の姿勢にはあいまいな点はない。すでに引用した声明において、彼らは最初に次のように言う。「われわれは中絶という悪に反対して生命を守るために述べる」と。なぜか。「教会は、当初からそうであったように、中絶に対してははっきりと反対の意見を表明する。なぜなら、教会は、胎児を含めてすべての人間の権利と尊厳を認め、それらを守ることに専念するからである。これは原則に関わる重要な点である。それは各個人の本質的価値と不可譲の権利とに重大な関係がある。それはわれわれの隣人の尊重という問題である」。しかし、罪悪に関するカトリックの辞書が中絶（abortion）、姦通（adultery）、貪欲（avarice）の三語で始まっていると想像するならば、カトリック教会がこれらすべてを犯罪とするよう求めていることは、少なくとも明らかである」（前掲書 p.45）。

た、「中絶の両義性」に大きく関わっているはずである。

話を戻そう。妊娠や中絶の経験が、母体であるところの当の女性自身にしか経験不可能であるならば、その女性自身に中絶するかしないかの決定をしてもらったほうがよい。なぜなら、中絶しようが、中絶せずに出産しようが、そのような経験を感じるのは、当の女性の身体を通じてでしかないからである、としか言いようがないのである。だから、中絶するかしないかを決めるということは、当の女性自身のもとにおかれるよりないのである。

しかし、だからといってそれを女性の自己決定権にはできない。なぜなら、中絶という行為が胎児の生命を奪ってしまうものである以上、誰にも中絶をする権利などないと考えるからである。「決定が女性の下におかれるよりない」ということと、「決定が女性の権利である」ということは、決定的に異なる内容である。前者には決定をめぐっての葛藤や逡巡がにじみ出ているが、後者にはそれが感じられず、むしろ胎児の生命を絶ってしまうことをあたかも正当化しようとする言明であるように感じられるのである。

江原由美子は、「(女性の) 自己決定権」について、以下のように述べる。

「自分で決められない」ことが問題だと言うと、本人に何か問題があって、「自己決定能力」がないことだけを問題にするような議論もあります。けれども、あとでまたふれたいと思いますが、そうした議論は一面的だと思います。・・・(中略)・・・問題になっているのは、本人が「自分で決められない」ことではなくて、その人の意思を問わずしてその人に関わることを決定できる制度が現にあるということです。したがって、「自己決定」あるいは「自己決定権」が問題になっている場合に、問われているのは、その人の意思を無視してその人の生活や身体についての決定を行えるような社会関係のあり方を見直すことであり、そうした社会関係を新たな社会関係に再組織化するという課題なのです⁹。

これを中絶問題の文脈で考えるなら、次のようになるだろう。

「身体の自己所有」という権利は、基本的に「所有権」、つまり他者の意思を排除する権利にすぎません。したがって、「女性の自己決定権」をこの文脈で解釈するならば、「本人の意思によらずして産むこと／産まないことを強制されない」という権利にすぎないということになります¹⁰。

⁹ 江原 (2002) pp.199-200

¹⁰ 前掲書 pp.234-235

つまりは、中絶をする女性について考えるなら、どうしても中絶を女性に決定させる社会というものを考えなければいけないということである。しかも、中絶の負担だけは、身体を通して女性本人が被らねばならない。「妊娠・出産ということ自体、本人の身体に役立つ身体機能ではないのではないか。それは、子どもという自分ではない存在をこの世に生み出すための身体機能であり、本人の身体にとってはむしろ危険をはらむことでもあるし、苦痛をも感じることなのです」(前掲書 p.246)。中絶もまた、同じ意味で女性本人にとっては身体的にも精神的にも「危険をはらむ」可能性の高いものである。

まとめよう。「女性の中絶する権利」の主張とは、胎児を孕む身体としての母体であるところの、まさに当の女性自身に中絶をするかしないかの選択をさせるという主張である。それは、歴史的には国家や男性によって自らの生殖する自由を管理されていたところに端を発する。そして、中絶をするかしないかという決定が、最終的には当の女性自身のもとにおかれるよりないというところまでは正しい。ただし、中絶するということは、誰の権利でもないということ踏まえるならば、当の女性であっても、その人の「権利」であるとは言えないのである。

第4章 どうすべきか

実は倫理が問うべき中絶の是非とは、「中絶するかしないか」の、まさに「切羽詰まった段階」ではない。そのような段階においては、中絶とは「悪でありながらもその決定を女性自身にゆだねるよりほかはない」全くアンビバレントなものである。だからこそ、中絶経験者の多くが、そしてまさに中絶経験者だけが、自身の中絶に対する「責め」を負ってしまうのである。私が問題だと感じるのは、「中絶経験者が「責め」を感じてしまうこと」ではない。胎児の生命を、たとえその場では悲しみにくれないながらも、奪ってしまったことは事実なのであるから、それに対して「責め」など感じなくてもよいというような「癒し」は、事実に対して不誠実なのではないか。むしろ私は、中絶経験者が背負い、感じざるを得ない「責め」を、広く社会に住む私たち一人ひとりも背負うべきだと考えるのだ。「この女性に中絶の経験をさせてしまったこと」、この事実を、私たちもまた無関係ではあり得ないものとしてともに「責め」を負おうとすることこそが、真に倫理が要請すべきものだと私は考える。つまり、私たちもまた、中絶という胎児の生命を消し去る行為が社会に存在せざるを得ないなら、中絶する女性を介して消し去られた胎児の生命に対して責任があるはずだと考えるのである。

誰も好き好んで中絶するわけではない。だとすれば、事情があつて中絶する

決定をするに違いない。それはたとえば、レイプをされて孕まされた胎児かもしれないし、出産すれば経済的に立ちいかなくなるからやむを得ず墮胎することが原因かもしれない。そうであるならば、「中絶をする必要のなくなるような社会」を作り出していけばよいのではないだろうか。中絶経験者を、すなわち、中絶しようかしまいかを迷い、中絶することを決定し、実際に手術を行うというひりひりと焼きつく経験をせざるを得ない者を、もうこれ以上作り出しはならないということこそが、倫理が命ずるところではないのか。そしてそれは、「私たちにもまた他者の中絶によって消し去られた生命に対して責任がある」ということを示すものでもある。

そこで私たちに課せられる責任とは、レイプや性暴力を絶対に許さない社会を作ること、そのためにも正しい性教育を施すこと、子どもを産み育てるのに必要な経費は社会の側が負担すること、などが挙げられよう。そうした、社会が応分の負担を行うことによって、誰かが中絶せざるを得ない状況そのものを漸次的に減らしていくことこそ、私たちの責任であり、倫理というものが私たちに命ずるところであると考えるのである。

伊田広行は、次のように述べている。

中絶批判（プロライフ）派には、安易にセックスすることへの非難の気持ちや、自分の信仰や自分の規範への無批判的な依存が透けてみえます。自分が「失敗」しなかった（そうならなかった）からとって、安易に「失敗」した人を非難するのは想像力のない姿勢です。人の事情は多様で、どういう背景があるのかも知らずに「中絶はよくない」などと言うのは危険です。人の感覚は多様で、中絶をとっても後悔している人もいれば、それほど自己否定感を持っていない人もいます。・・・(中略)・・・中絶を「心と体を傷つけるもの」「失敗」「ひどいこと」と過剰に意味づけることの政治性を考えるべきです。・・・(中略)・・・「中絶は殺人である」と言ったからといって、現実的に中絶を減らす効果があるとは言えません。「中絶は殺人だ」と考えるのは簡単ですが、多くの方はそういう意識を持ちながらも、ちゃんと避妊せず性行為をしているのです。性の低年齢化を「中絶は殺人だ」ということで押しとどめることはできません。中絶ができるから、セックスをしているわけではないのです。やはり必要なのは、正しい性教育だと言うしかないでしょう¹¹。

伊田の中絶論には、中絶を決定せざるを得ない女性の道徳の問題ではなく、それが社会的な問題であること、とりわけ、中絶を決定した女性を過剰に責め

¹¹ 伊田 (2006) pp.116-117

ることや、避妊せず性行為を行うことへの批判など、同意できる部分が多い。ただ、伊田も中絶が必ずしもよいことだと言っているわけではない。伊田の議論をさらに進めるならば、「中絶をめぐる語りの政治性」を暴くことと、そもそも中絶という行為の善悪の議論とは、ひとまずは分別できることになる。中絶を決定した女性を苦しめるのは、「必要以上に」責められてることであるはずだ。だとすれば、中絶を決定した女性を責めずに、中絶という行為そのものを批判していく道があるはずだ。そして、それは結局、女性当人を中絶というアンビバレントな決定に追い込む社会こそが問題にされるべきことになるのである。

それでも現実には、実際に中絶しようかどうか悩んでいるただなかの者がいたり、中絶経験者が感じる「中絶の是非を論じること」そのものへの抵抗感も存在する。そうした者たちに対して倫理は無力である。まずは、そのことを甘受しなければならない。倫理は、そのように悩む者や抵抗を感じる者に対しては、何もできない。その意味において、倫理は諦念しなければならない。しかし、まさに「悩む者や抵抗を感じる者」たちを減らしていくためにこそ、倫理は要請されるべきなのである。だから、中絶しようかしまいか悩んでいる者に対し、「中絶すべきではない」と言うのも、「中絶はあなたの権利である」と言うのも、倫理の問題ではないのだ。中絶するなら、ただ淡々と中絶すればよい。それを「権利」だというのは、過剰な意味づけである。そして、その意味において、中絶するかしないかの決定は、当の女性自身の下におかれるよりない。そのことは、「中絶しなくとも済むような社会を作り出そうとすること」と、論理的に矛盾するものではない。

私たちは、多数の屍の上に生きているし、生きざるを得ない。私たちは、他の生命を殺しながら生きざるを得ないのである。それを悪だというなら、私たちは全員が悪を内包しながら生きざるを得ない。まずは、そのことを直視する、言い換えれば、私はこの私自身が悪を内包しながら生きているという事実を、自覚するところから始めなければならない。私たちが自身の生存を守るという私たちの都合によって生物を殺し、その肉を食うように、私たちは私たちの都合によって中絶するに過ぎない。しかし、それらは決して正当化でき得るようなものではない、ということなのである。私は、いま中絶しようとする者だけを責め立てること、および彼女だけを責めることによって中絶の責任を回避しようとする社会を批判する。彼女を中絶に追い込んだ社会に住む私たちにもまた、責任があることを示唆するということである。ただし、中絶をあたかも権利であるとするをも批判する。ひとの生命の可能性を奪ってしまうことは、やはり重いことであると言わざるを得ない。それでも、そのようなものとして中絶するかしないかの決定を当の女性の下におかざるを得ないのである。そし

て、中絶してしまった女性の、自身に対する「責め」を、彼女自身だけでなく、社会全体で引き受けるべきであると主張する。その時考えられなければならないことは、もうこれ以上アンビバレントな決定をしなければならない人を作ってはならないということである。中絶の決定に苦しむ女性の「責め」を社会が引き受けるということは、そのようなことではないだろうか。

同じことになるが、再度繰り返しておく。妊娠が発覚し、産むか産まないかの選択を余儀なくされる時、「どうすべきか」という問いは、倫理にかかわる問題ではない。それはあくまで、政治的な決定であり、調停であり、妥協である。そのような状況において、倫理とは答えを出すものではない。正確に言えば、倫理とは原理的には、ある決定困難な状況下での行為の正不正を、正当化や基礎づけによって判断するものではない。倫理問題が問うべきなのは、「ある人が決定困難な状況に置かされていること」そのものであり、それを少しでも改善する方向へと導くことなのである。倫理学が規範を問うとは、そのように問うべきなのである¹²。

おわりに

中絶という個別の事象を考えていくうちに、最終的には倫理学がどう規範を問えばよいのか、という話にまでいきついてしまった。このことは、中絶というものが、いかに現代において倫理や規範の問題と密接な関係にあるか、という証拠にもなるだろう。

再度、本論文の筋道をたどって、終わりにしたい。まず第1章において、中絶問題の是非を考えると、胎児と女性の権利の衝突というとらえ方ではうまくいかないと述べた。次に第2章では、胎児の権利論が、第3章では女性の自己決定権論が、それぞれもっともな部分を残しつつも不具合をもつものであることが示された。最後に第4章で、中絶の決定は最終的には女性にゆだねざるを得ないのが妥当であること、そして、その妥当性の位置および位置の政治性について述べた。

¹² この論文のアイデアは、買売春の是非を問うた下地真樹の論によるところが大きい（下地(2007)）。また、中絶にかんする立岩真也の考察（立岩(1997)(2005)）や森岡正博の考察（森岡(2001)）をさらに進めていけば、このようになるだろうと思う。また、拙著においては、以下のように述べた。「確かに、中絶をするということは、その女性が胎児の生の可能性を奪い去り、大きくなってその生を开花させることを根底的に抹消することであり、その意味において私は中絶をするのがよいとは思わない。しかしながら、性暴力の加害性を問いつつ、被害女性に性暴力に関する責任は何らないことを確認しながら、彼女が中絶を決定するという道はあるように思える。これはなお深めなければならない問いである」（野崎(2011) pp.194-195）。この記述は、レイプによって妊娠した女性に対してのものであるが、経済的な困窮に関しても同様のことが言えるであろう。本論文を通して、「なお深め」られたかどうかについては、読者の感想を賜るよりない。

中絶をした者だけが、過剰に責めを負う必要はない。だとしても中絶をするかしないかは、ティータイムに紅茶を飲むかコーヒーを飲むかという決定とは明らかに異なる。生まれるはずであった生命を生まれなくさせるという意味においては、責任はある。ただし、その責任は個人やカップルだけで背負う必要はまったくない。本来、中絶問題とは社会成員全員の責任の問題であることを、本論文は主張するものである。

文献一覧

- Brown, Stephen F.; Anatolios, Khaled (2002) *Catholicism & Orthodox Christianity. Facts on File* (=森夏樹 訳 (2003) 『カトリック (シリーズ世界の宗教)』, 青土社)
- 江原由美子 (2002) 『自己決定権とジェンダー』, 岩波書店
- Gorman, Michael J. (1982) *Abortion and the Early Church: Pagan, Jewish and Christian Attitudes in the Greco-Roman World*. Paulist (=平野あい子 訳 (1990) 『初代教会と中絶』, すぐ書房)
- 伊田広行 (2006) 『続・はじめて学ぶジェンダー論』, 大月書店
- 伊佐智子 (2004) 「生命倫理と権利概念—妊娠中絶の問題を手がかりに」(山崎喜代子 編 (2004) 『生命の倫理—その規範を動かすもの』, 九州大学出版会, pp.115-138)
- Lee, Simon (1986) *Law and Morals*. Oxford University Press (=加茂直樹 訳 (1992) 『法と道徳—その現代的展開』, 世界思想社)
- 森岡正博 (2001) 『生命学に何ができるか—脳死・フェミニズム・優生思想』, 勁草書房
- 麦倉泰子 (2005) 「中絶の倫理問題についての考察」(立教大学コミュニティ福祉学部編 『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』 第7号, 137-149)
- 野崎泰伸 (2011) 『生を肯定する倫理へ—障害学の視点から』, 白澤社
- 荻野美穂 (2001) 『中絶論争とアメリカ社会—身体をめぐる戦争』, 岩波書店
- 荻野美穂 (2008) 『「家族計画」への道—近代日本の生殖をめぐる政治』, 岩波書店
- 下地真樹 (2007) 「性的自由と買売春」(日本女性学会編 『女性学』 Vol.14, 40-55)
- 田間泰子 (2001) 『母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス』, 勁草書房
- 田間泰子 (2006) 『「近代家族」とボディ・ポリティクス』, 世界思想社

立岩真也 (1997) 『私的所有論』, 勁草書房

立岩真也 (2005) 「決められないことを決めることについて」 (日本医学哲学・倫理学会編 『医学哲学・医学倫理』 (23), 151-155)